

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月3日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第4号

八幡浜市役所前市道交差点において発生した接触事故に係る相手方との
和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の
規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月31日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方



2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和元年6月27日午後1時16分頃、八幡浜市北浜一丁目1番1号八幡
浜市役所八幡浜庁舎前市道交差点において、市所有車両が東近江屋町方面か
ら交差点に進入した際に、相手方車両が大黒町方面から直進し、接触してき
たため、双方の車両に損害が生じた。

このため、過失割合を相手方が8割、市が2割とし、相手方は市所有車両
の修理損害額の8割を市に、市は相手方車両の修理損害額の2割を相手方に、
それぞれ支払う。

- (2) 双方ともに、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請
求は行わない。
- (3) 損害賠償の額 44,328円

